

論文

近世中期における津藩の飛脚制度

—山城国西法花野村庄屋、浅田家「飛脚帳」の検討—

巻島 隆

はじめに

本稿は、江戸時代中期における伊勢国の津藩（藤堂家32万石）の飛脚制度について、村方文書を使って実態解明を目指したものである。基礎史料としたのは東京大学経済学部蔵の浅田家文書に収められる「飛脚帳」である。

浅田家とは、山城国相楽郡西法花野（にしほうけの）村の庄屋を務め、また狛四ヶ村（東法花野村、野日代村、新在家村）の大庄屋を務めた豪農である。当主の浅田金兵衛は、同藩「御用村送飛脚取次役」¹⁾を務め、飛脚を中継するごとに「飛脚帳」を書き留めた。

浅田家に関わった飛脚は、藩の触や達を領内に伝達するための村継の「定使」の機能だけではなく、津藩が畿内の奈良古市・京都藩邸といった藩役人との連絡目的にも使われている。

「飛脚帳」は宝永8年（1711）から寛政5年（1793）にかけての断続的な史料であるが、これを検討することで、津藩がいかなる手段と目的で通信制度を運用したのか、その一端を明らかにしたい。また津藩の飛脚制度を探ることで、幕藩体制下で大名家の通信制度がどのような役割を果たしたのか示し得るものと考ええる。

1 大名飛脚研究の現在

従来、飛脚を説明する際、主に「継飛脚」「大名飛脚」「町飛脚」などと分類されるが、飛脚研究が進むにつれて、従来の用語のみでは史実を説明する際、不正確の感を否めないことがわかってきた。

特に「大名飛脚」に絞ると、以下のものに分けられよう。

- ①大名家が足軽など下級武士層に書状を担わせる飛脚
- ②大名家が民間の飛脚屋を指定して定期的に書状を担わせる飛脚

上記2種類の内、多くの文献で大名家は①を用いたという言葉で片づけられがちであるが、②は江戸定飛脚問屋京屋・嶋屋・和泉屋の御用請負、金沢藩の加州三度である。そして本稿で扱う浅田家による村送飛脚取次役とは、大名家が領内庄屋に請け負わせる村送りの飛脚であるが、これを加えると3種類の“大名飛脚”が挙げられることになる。

そこで本稿では①～③を「大名飛脚」と総称するが、個々の差異を重視する立場から①を武家飛脚、②を御用飛脚、③を村送飛脚と分けて呼称する。以上は古文書表記を参考にした筆者の造語であることをあらかじめ断っておく。

次に大名飛脚の先行研究について触れる。尾張・紀伊徳川家の用いた七里飛脚の研究は徳川

1 浅田家文書に基づく。

義親氏⁽²⁾、藤村潤一郎氏⁽³⁾らの業績が知られ、その後、蓑田勝彦氏の熊本藩の事例⁽⁴⁾、藤村氏の金沢藩の事例⁽⁵⁾、小川喬義氏の久留米藩の事例⁽⁶⁾、丸山雍成氏⁽⁷⁾の福岡藩の事例、三浦忠司氏の八戸藩の事例⁽⁸⁾、小口聖夫氏の富山藩の事例⁽⁹⁾、武田亜弓氏の弘前藩の事例⁽¹⁰⁾などが挙げられる。

大名飛脚研究は次第に事例を増やしつつあるが、概して個別事例の研究にとどまり、さらに全容解明に向けて事例を積み重ねる必要がある。本稿も如上の個別研究の一角を構成するものとして、津藩の事例を明らかにする。津藩研究⁽¹¹⁾においても今まで村送飛脚については論及されてはおらず、その意味でも基礎研究として価値あるものとする。

② 浅田家と「飛脚帳」

「飛脚帳」を検討する前に津藩の概要に触れる。津藩は、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後の論功行賞を経て、藤堂高虎(1556-1630)が伊予今治から伊勢国津に移ったことによって成立した。所領石高32万3950石の内訳は、伊勢領17万410石、伊賀領1万540石、大和・山城領(城和領)5万石、下総3,000石である。藩領支配のために藩士は伊勢領600人、伊賀領110人、江戸詰め250人が常駐した。そのほか京都屋敷、大坂蔵屋敷、奈良の古市役所(山城・大和国の津藩領を統括する城和奉行が詰めた)にも人員が配置された⁽¹²⁾。

飛地領である山城・大和の「城和領」はどのような位置付けにあったのだろうか。「大和山城之御米ハ悉御売米ニなり申事ニ御座候間何とそ仕少にてもね段よくうりあげ申度奉存じ」(『藤堂藩大和山城奉行記録』)とあるように、城和領の年貢米は一旦大坂蔵屋敷へ送られ、そこで米相場の変動を見極めながら、できるだけ高値で売却された後、現金のみ京都へ送られ、為替手形が組まれて江戸藩邸へ送金された。いわば城和領は津藩を維持・運営していく上で経済的に重要な意味を持っていたと言えよう。

その飛地領と本国を結ぶ役割を果たしたのが津藩の大名村送請負ということになる。次に浅田家について述べる。山城国相楽郡西法花野村(旧山城町、平成の合併で京都府木津川市)を含む狛4ヶ村の村次による大名飛脚システムを支えた浅田家は、狛組(上狛四ヶ村、法華寺野村、加茂郷の村々)の大庄屋を務め、本家の浅田北家の当主は代々金兵衛を名乗った。総持高

-
- 2 徳川義親『七里飛脚』(国際交通文化協会発行、1940年)。
 - 3 藤村潤一郎「東海道尾州七里飛脚について」(日本歴史学会編『日本歴史』475、1987年)、同「紀州七里飛脚について」(『創価大学人文論集』2、1990年)。
 - 4 蓑田勝彦「肥後の飛脚について」(『熊本高等学校社会科学研究会研究紀要』4、1974年)、同「松井氏の飛脚について」(『熊本近世史年報』1974年)。
 - 5 藤村潤一郎「金沢藩における飛脚について」(日本歴史学会編『日本歴史』352、1977年)。
 - 6 小川喬義「幕末から明治初年にかけての久留米藩飛脚」(『第一経大論集』17、1987年)。
 - 7 丸山雍成「『海陸并道中記』の紹介と検討―大名飛脚研究の一素材として―」(『日本近世交通史の研究』(吉川弘文館、1989年)。
 - 8 三浦忠司「八戸藩の江戸飛脚と一里飛脚」(『交通史研究』36、1995年)。江戸と国元を結ぶ江戸飛脚、藩領内の通信制度である一里飛脚について事例研究を報告した。
 - 9 小口聖夫「『飛脚差立記』からみた富山藩の飛脚利用について」(『郵便史研究』7、1999年)。
 - 10 武田亜弓「近世前期における弘前藩のアイヌ支配について―松前飛脚回送の実態から―」(『弘前大学国史研究』118、2005年)。「津軽アイヌ」(史料表記は「狹」)に課せられた津軽・松前両藩の通信ルートである松前飛脚回送業務について明らかにした。
 - 11 深谷克己『藩政改革と百姓一揆―津藩の寛政期―』(比較文化研究所、2004年、『寛政期の藤堂藩―藩政改革と農民の対応』(1969年)再刊)、同『津藩』(吉川弘文館、2004年)、藤田達生監修・三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究 論考編』(清文堂、2009年)。
 - 12 『三重県史 資料編近世2』(2003年)。

は200石近くあり、身分は津藩お抱えの「無足人」である。無足人とは、俸給を支給されない無給の郷士のことで、苗字帯刀を許され、必要時に弓・具足・馬・下人を携え忠勤に励んだ。戦時期に浅田家は具足1領、鎗1筋、馬1匹、家来8人で御用を勤める決まりであった⁽¹³⁾。

浅田家の居村である西法花野村は、正徳2年（1712）の「村明細帳」によると、石高463石9斗1升であり、家数94軒である。明細帳の区分に従うと、上百姓7人、中百姓12人、下百姓75人の構成であり、文政3年（1820）の書き上げによると、家数76軒、人口293人である。仕事は、正徳2年の「明細帳」には「男」の箇所に「耕作之外何之かせきも無御座候」とある。しかし、「春之内、拾五、六人程、くりわた・木綿商売仕候」とし、「女」の箇所にも「耕作手伝之外、奈良布織申候」とあり、同村は百姓ながら屋号を持って木綿栽培・販売を担っていたといい、村自体に現金収入がかなりあったことを窺わせる。浅田家もそうして身代を大きくしたのであろう。

西法花野村は、東法花野、野日代（のびたい）、新在家の三ヶ村と合わせ狛村（1,325石）ともいう。「飛脚帳」の表紙の「狛四ヶ村」とはこれらを指す。同村から東へ向かうと笠置を経て、伊賀上野に通ずる伊賀街道が抜けており、また南西二里の地点に奈良がある

津藩にとっての交通の要所でもあった。つまり城和領の中心に位置する浅田家は津藩の飛脚取次役を務めるのに適地に位置したわけである。しかし、村を取り巻く自然条件は厳しく、同村北側を流れる木津川が大雨で洪水となる場合もあり、これは後述するが、浅田家の飛脚取次に影響を与える場面もあった。

本稿の基礎史料となる浅田家文書は東京大学経済学部図書館文書室に所蔵されており、16世紀末から20世紀初頭にかけての村方・経営文書から成る⁽¹⁴⁾。膨大な件数の文書群の1つが「飛脚帳」（写真）である。「飛脚帳」は、宝永8年（1711）から寛政5年（1793）の期間のものが



浅田家文書「飛脚帳」

No.	年 号	西暦	文書表題	文書番号
1	宝永8年	1711	飛脚帳	D409
2	正徳4年12月	1714	飛脚帳	D410
3	享保元年2月	1716	引方帳	D408
4	寛延4年	1751	内田又左衛門様森本庄右衛門江村送通	D992
5	寛延4年	1751	村送通	D993
6	天明4年	1784	辰歳飛脚帳	D411
7	天明4年	1784	辰歳飛脚帳	D412
8	天明5年	1785	巳歳飛脚帳	D413
9	天明6年1月	1786	午歳飛脚帳	D414
10	天明6年8月	1786	午歳飛脚帳	D415
11	天明7年1月	1787	未歳飛脚帳	D416
12	天明9年1月	1789	御用村送飛脚帳	D417
13	寛政2年1月	1790	戌歳飛脚帳	D418
14	寛政3年11月	1791	亥歳飛脚帳	D419
15	寛政4年1月	1792	子歳飛脚帳	D420
16	寛政5年	1793	丑歳飛脚帳	D421
17	寛政5年9月	1793	丑歳飛脚帳	D422

※『東京大学経済学所蔵 浅田家文書目録』（1986年、東京大学経済学部図書館文書室、95、96頁）に基づき筆者作成

表1 浅田家文書「飛脚帳」一覧表

13 『山城町史』本文編（1987年）。

断続的に収められる。この「飛脚帳」を基礎に他の史料と併せて「飛脚」関連記述を拾い出す形で同藩の大名飛脚システムについて考察する。

次に関連史料としては「飛脚」の用語が散見される『藤堂藩大和山城奉行記録—西島八兵衛文書—』⁽¹⁵⁾がある。同書は津藩の大和・山城領を統括した城和奉行を務め、高虎、高次、高久の三代に仕えた西島八兵衛（1596-1680）が執務上の様々な出来事を書き残した「万大扣」などをまとめたものである。さらにもう1つ飛脚と関連して挙げられるのが『永保記事略』⁽¹⁶⁾である。同書は寛永17年（1640）～寛保2年（1742）、伊賀上野城代の藤堂采女元則が城代に任ぜられてから、103年に亘って書き記された諸旧記の抜粋を編年式に綴ったものである。

『藤堂藩大和山城奉行記録』は、前述の宝永8年以降の「飛脚帳」よりも多少時期が遡り、『永保記事略』は後半部で時期が重なる箇所もある。いずれにせよ飛脚関連史料の少ない中、2つの史料は本章の扱う大名飛脚の発着点にも当たっており、「飛脚帳」だけでは不明とせざるを得ない部分にも重要な手掛かりを与えてくれるものであり、「飛脚帳」を補完する史料となる。

3 「飛脚帳」の検討

「飛脚帳」の舞台となる城和領は大和3郡、山城1郡であり、山城国は相楽郡9,913石である。先に述べた西法花野村は相楽郡内の1カ村である。浅田家は藩御用村送飛脚取次役を勤め、京都屋敷、古市役所、伊賀上野の3カ所を主に結ぶ飛脚の中継点として飛脚を手配したのである。

(1) 通信エリア

まず「飛脚帳」の飛脚がどこを往来したのか地図で示した（図1参照）。畿内中心部を往来していることがわかる。

(2) 回数

年ごとの回数をグラフ化したものが表2である。宝永8年（1711）が最多の100回を数え、次が天明6年（1786）の98回、さらに正徳4年（1714）の81回と続く。平均すると63回（四捨五入）、月平均で5回ほど飛脚の取次を負担している。

(3) 飛脚

次に実際に走った飛脚について検討する。年ごとに飛脚を一覧にしたものが表3である。宝永8年（1711）の「飛脚帳」には「飛脚中間」として長蔵、伝兵衛、作兵衛、専介、小一郎、市介、長九郎、又四郎が冒頭に記されている。名前の上には「京古市笠置賀茂其外何方へも飛脚頭小口持二順番持可被下候」とあり、恐らく浅田家の屋敷を中継点に京都、古市、笠置（伊賀上野方面）、加茂などへ継ぎ立てたことがわかる。

14 浅田家文書研究会が1986年に組織され、文書整理・目録作成と並行して研究が進められた。成果として『近世・近代の南山城—綿作から茶業へ—』（東京大学出版会、1998年）を刊行した。浅田家文書の概要については富善一敏「近世地方文書の史料群構造—山城国相楽郡西法花野村浅田家文書中の粕組大庄屋文書を素材として—」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下、2003年）に詳しい。

15 上野市古文献刊行会編『藤堂藩大和山城奉行記録—西島八兵衛文書—』（清文堂出版、1996年）。西島八兵衛（1596-）は藤堂高虎に仕えた。藤堂家の家臣身分のまま讃岐の生駒家に客臣として迎えられ、讃岐平野の満濃池などの灌漑池を修築し、藤堂藩に帰藩後は城和奉行を務めた。「土木技術のテクノクラート」（解説、久保文武氏）と評価される。

16 『永保記事略』（上野市古文献刊行会編纂、三重県上野市発行、1974年）。



※行政区分は現在の県境

図1 藤堂藩飛脚関係地図

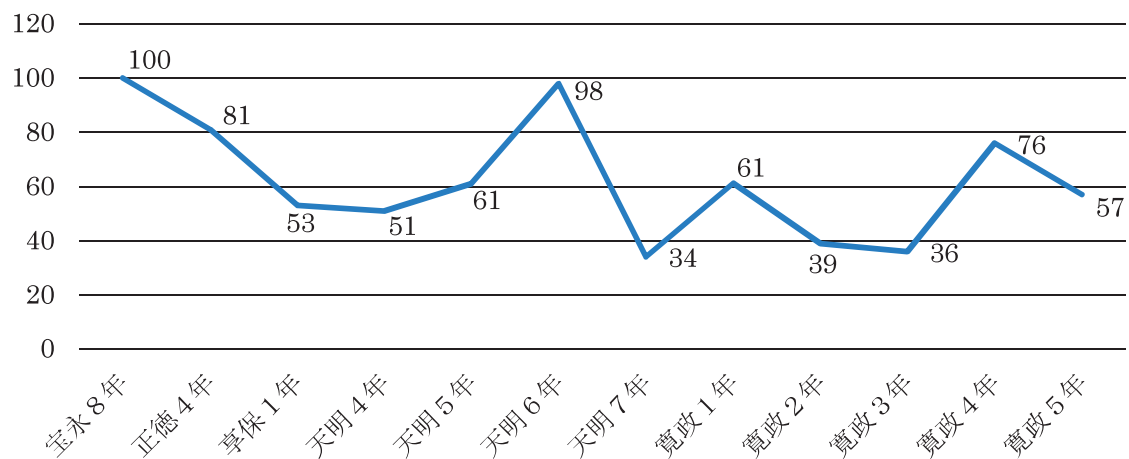
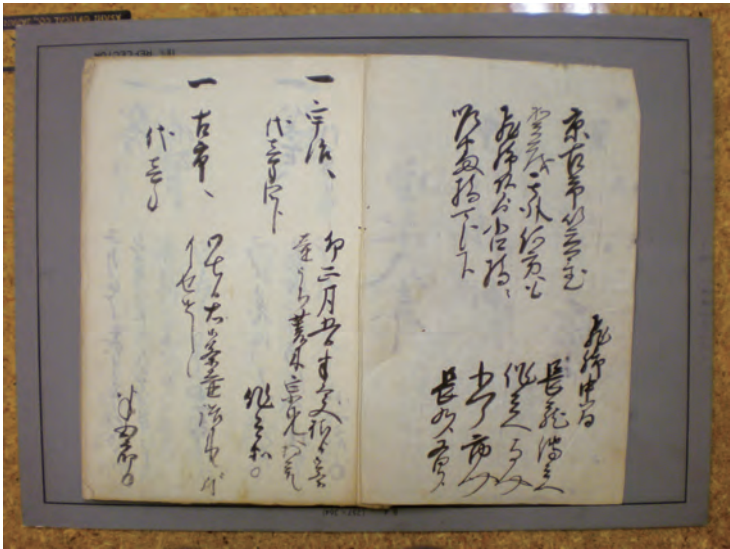


表2 浅田家飛脚取次回数グラフ

また「飛脚帳」の名前の脇には片仮名で「小中」「イリ」「ノヒ」「トノ」「ミト」などと記されていることが多い。天明4年の「飛脚帳」によると、飛脚には新八（小中）、善四郎（イリ）、七郎右衛門、惣七（小中）、清六（小中）、庄八（小中）、善七（トノ）、茂兵衛（ミト）、喜七郎（イリ南ノ）、嘉右衛門（トノ）、利八（トノ）、忠八（ノヒ）、清七（小中）などとそれぞれ在所が記されている。これらの在所は西法花野村周辺の地名である。つまり飛脚は、近在の農業に携わる身分の男性が担っていることがわかる。



宝永8年「飛脚帳」。右頁に上段に「京、古市、笠置、賀茂其外何方へも飛脚頭が小口持二順番持可申候」とあり、下段に「飛脚中間／長蔵、伝兵衛、作兵衛、専介、小一郎、市介、長九郎、又四郎」とある。左頁に目的地、賃銭、日付、飛脚の名が記される

No.	宝永8年 (1711)	正徳4年 (1714)	天明4年 (1784)	天明5年 (1785)	天明6年 (1786)	天明7年 (1787)	天明9年 (1789)	寛政2年 (1790)	寛政3年 (1791)	寛政4年 (1792)	寛政5年 (1793)
1	長蔵	喜兵衛	新八 (小中)	利助 (ミト)	茂八 (小中)	清七 (小中)	利助	茂兵衛 (小中)	与八 (小中)	清吉 (ノヒ)	茂兵衛 (ミト)
2	伝兵衛	四郎右衛門	善四郎 (イリ)	善七 (トノ)	清七 (小中)	善七 (トノ)	定七	与八 (小中)	清吉 (ノヒ)	善七 (トノ)	利助 (スミ)
3	作兵衛	藤兵衛	七郎右衛門	茂兵衛 (ミト)	善七 (トノ)	嘉兵衛	善七	七郎右衛門	利助 (ミト)	三郎兵衛	平八 (スミ)
4	専介	半五郎	惣七 (小中)	七郎右衛門	利助	茂兵衛	茂兵衛 (ミト)	利助	喜兵衛 (トノ)	利介	宇兵衛 (ミト)
5	小一郎	弥兵衛	清六 (小中)	善四郎 (イリ)	茂兵衛	利助 (ミト)	清七 (小中)	善七	七郎右衛門	茂兵衛 (トノ)	三郎兵衛 (ミト)
6	市介	喜作	庄八 (小中)	庄八 (小中)	嘉兵衛 (ミト)	新八 (小中)	茂兵衛 (小中)	茂兵衛 (ミトノ)	三郎兵衛 (ミト)	七郎右衛門	善七 (トノ)
7	長九郎	平八	善七 (トノ)	新八 (小中)	善四郎	庄八 (小中)	惣七 (小中)	清吉 (ノヒ)	茂八 (小中)	茂兵衛 (ミトノ)	清吉 (ノヒ)
8	又四郎	太兵衛	茂兵衛 (ミト)	惣七 (小中)	新八	惣七 (小中)	与八 (小中)	喜兵衛 (トノ)		重兵衛	重兵衛 (ノヒ)
9		善兵衛	喜七郎 (イリ南ノ)	嘉兵衛 (ミト)	惣七	与八	七郎右衛門	三郎兵衛		喜兵衛 (トノ)	定八 (ミト)
10		彦六	嘉右衛門 (トノ)	茂八 (小中)	七郎右衛門	茂八				文蔵	吉兵衛 (イソ)
11		庄五郎	利八 (トノ)	清七 (小中)	庄八	善四郎				宇兵衛 (ミトノ)	庄八 (小中)
12		作七郎	忠八 (ノヒ)		茂八	七郎右衛門				平八 (スミノ)	七郎右衛門
13		喜兵衛	清七 (小中)							長七 (イソ)	新八 (イソ)
14		忠右衛門									
計	8	14	13	11	12	12	9	9	7	13	13

※浅田家文書「飛脚帳」に基づき筆者作成

表3 藤堂藩領山城国相楽郡狛4ヶ村飛脚一覧表

つまり浅田家では近在の男性を「飛脚中間」として担当を決め、飛脚頭の差配によって、交代で飛脚に当たらせた。これら飛脚が専業で飛脚をしていたというより、恐らくは農業の傍ら兼業で飛脚を藩の役として請け負った。なお飛脚は息子が継承するケースも見られる。

(4) 通信区間

次に通信区間について述べる。区間は「京都―伊賀上野」「京都―古市」「伊賀上野―古市」でほぼ占められる。年間使用平均回数に近い天明5年（1785）を例にとると次の回数となる。

- ①京都→上野＝35回、
- ②上野→京都＝12回
- ③京都→古市＝3回

これは京都屋敷留守居から伊賀上野奉行への通信が多いことを示している。京都屋敷に限ると伊賀上野城代の直轄となるのだろうか。京都から伊賀上野への通信が多い事実は、返答を求める書状よりも返答不要の京都情勢の報告的な性格の書状が多いのであろうか。狛四ヶ村での取り次ぎは、伊賀上野へ運ばれる場合が多く、銭司村まで継ぎ立てられる。

(5) 時刻

次に飛脚の継立時刻について見たい。天明5年（1785）の例によると、各時刻と回数は次のような状況である。

- ①申刻（午後3時、4時台）＝15回
- ②未刻（午後1時、2時台）＝9回
- ③午刻（午前11時、午後0時台）＝8回
- ④寅刻（午前3時、4時台）＝2回
- ⑤酉刻（午後5時、6時台）＝6回
- ⑥子刻（午前0時、午後1時台）＝2回
- ⑦亥刻（午後9時、10時台）＝2回
- ⑧辰刻（午前7時、8時台）＝2回
- ⑨丑刻（午前1時、2時台）＝1回
- ⑩戌刻（午後7時、8時台）＝1回

申・未・午の刻、即ち午前11時～午後4時台が32回（全体66%）と最多である。基本的には朝、飛脚を発し、昼前後には浅田家に到着し、飛脚が交代し、銭司村まで走る場合もあるし、また伊賀上野からの飛脚の場合は、浅田家で中継してそこから京都や古市まで交代せずに走り通す場合もある。

(6) 賃銭

飛脚1人当たりの経費は天明4年（1784）の例を見ると、表4となる。区間別の経費は次の通りである。

- ①西法花野村→銭司村＝1匁8分、1匁5分、2匁2分、1匁6分5厘

No.	飛脚	居住地	賃銭
1	新八	小中	26匁9分5厘
2	善四郎	イリ	32匁8分3厘
3	七郎右衛門		40匁5分5厘
4	惣七	小中	30匁6分
5	清六	小中	29匁9分5厘
6	庄八	小中	21匁4分
7	善七	トノ	30匁3分3厘
8	茂兵衛	ミト	23匁9分3厘
9	喜七郎	イリ南ノ	3匁4分5厘
10	嘉右衛門	トノ	1匁1分
11	利八	トノ	1匁1分
12	忠八	ノヒ	1匁1分
13	清七	小中	23匁4分
計	13人		銀256匁6分9厘

※浅田家文書D411「天明四年 辰歳飛脚帳」から筆者作成

表4 天明4年 津藩飛脚賃銭

- ②西法花野村→京都 = 5 匁、4 匁 4 分、4 匁 8 分 5 厘、4 匁 5 分 5 厘、4 匁 2 分 5 厘
- ③西法花野村→古市 = 1 匁 5 分

支払いは1回ずつではなく、年の暮れに総額支払われたようである。年別の飛脚賃金は表5の通りである。これらの賃金は恐らくまとめて飛脚頭に支払われたものと推察される。飛脚頭からそれぞれの脚夫に分配されたのであろう。天明年間の「飛脚帳」に記載される「七郎右衛門」が同年間の飛脚頭を務めたものと思われる。

また肝心な経費を村が負担しているのか判然としない。「飛脚帳」の表記では浅田家が負担しているようにも読めるが、これが例えば年貢一部軽減、ある種の特権の認可という形で藩が負担したものなのか、浅田家による純粋な負担なのか、あるいは浅田家が仮払いして藩が後で支給しているのか見当がつかない。但し、第7章でも触れるが、「御用村送飛脚取次役」の負担が決して尋常ではないことは察せられる。

年	年間賃金
正徳4年(1714)	198匁4分、44匁5分
天明4年(1784)	256匁6分9厘
天明5年(1785)	226匁8分
天明6年(1786)	349匁4分
天明7年(1787)	415匁4分5厘
天明8年(1788)	133匁54分23厘
天明9年(1789)	276匁5分6厘
寛政2年(1790)	167匁2分
寛政3年(1791)	130匁
寛政4年(1792)	349匁9分4厘
寛政5年(1793)	316匁1分5厘

※浅田家文書「飛脚帳」から著者作成
表5 飛脚賃金一覧

(7) 荷物の形状

次に荷物の形状についてみる。大別すると、油紙包、手嶋包、琉球包、しふき御状箱などである。

①油紙包

『日本国語大辞典』（小学館）によると、油紙は桐油（とうゆ）または荏油（えのあぶら）を塗った美濃紙のことである。つまり「油紙包」とは、そうした油紙で包んだ状態の書状のことをいうものと考えられる。

②手嶋包 = 「手嶋包」は辞典類で確認できないが、『角川古語辞典』に記載の「豊島筵（てしまむしろ）」に当たるものと思われる。豊島筵で包んだ状態の荷物を指す。豊島筵とは摂津国豊島郡豊島村で生産された蘭草製のむしろであり、幅が狭小で粗末な製品とされる。雨具や酒樽のこもとして用い、敷物にもしたという。『庭訓往来』には「手島筵」と表記されている。

③琉球包 = 『日本国語大辞典』（小学館）によると、琉球薦（りゅうきゅうごも）で包んだものである包みをいう。琉球薦とは「琉球産の灯心草で織ったこも。琉球表」のことをいう。

④しふき御状箱 = 「しふき」とは渋木（しぶき）か。即ち渋木は山桃の異名である。山桃の木でつくられた御状箱をいうのであろうか。

以上、基本的な事項を可能な限りでまとめたが、飛脚帳の性格上、明確にし得ない部分もある。

4 飛脚取次の場面

ここでは「飛脚帳」の添書きを検討して、現場における飛脚取次の実態を提示する。

(1) 食事提供

浅田家では京都からの飛脚が引き継ぎを終えると、飛脚側からの希望があれば茶づけを振る舞ったようである。例えば、「右之時、中飯壺飯ふれまひ呉候様相頼ニ付、茶徒希（ちゃづけ）出ス 代三分 七郎右衛門」（天明6年3月9日）とある。飛脚側の希望に応える形で提供していることがわかる。

右之時、中飯壺飯ふれまひ呉候様右頼ニ付、茶つけ出ス⁽¹⁷⁾。

右の時京都飛脚・次にて其次飛脚茶つけふれ舞候様申ニ付一飯⁽¹⁸⁾。

以上の添書きから食事の供与が稀にあったことがわかる。そのほとんどは茶漬けである場合が多い。速く食べやすく、疲れた体に消化のよい定番メニューだったのであろう。

右之飛脚ハ各別之急御用ニ候間めしたく居候而ハ兼遅滞致、此市にて弁当入レ遣ス。式人分。尤此方にて調かね候ニ付外にて無心申跡にてたき跡・戻ス⁽¹⁹⁾。

もっとも継ぎ立てなしの通しの飛脚の場合、食事の用意が間に合わない場合は「弁当入れ遣ス」と臨機に対応した。取次役は単に事務的に飛脚を継ぎ立てただけではなく、役務を終えた者への配慮を働かせたのである。

(2) 河川増水

先述したように木津川は大雨が降ると洪水の心配がなされる暴れ川であった。飛脚にとって増水による延着は心配の種であった。

右之時、壺人遣スべきの所、大あめゆへいの平川無心元存候ゆへ式人遣ス⁽²⁰⁾。

平時であれば、本来は飛脚一人で済むはずのところが、大雨で一人では不安だったため、浅田家では二人で継ぎ立てる判断を下した。

右之時、大白雨にて井ノ平川大水ニ付、両度舟ちん百文⁽²¹⁾。

河川増水のため、渡船の際に増し賃銭として往復分の百文を渡したようである。民間の飛脚問屋における延着・不着の問題は自然要件（河川増水による川留めなど）に関わる場合が多かったことと共通する。藩用の荷物を延着をさせてはならないと状況を見ながら「1人を2人に」と保険をかけたのである。

(3) 交代の飛脚

何らかの理由で担当だった飛脚が任務に当たれない状況が突発することもあった。例えば、浅田家文書「寛政二年 戌歳飛脚帳 正月 狛四ヶ村」には「代壺五歩 ミト 三郎兵衛」の上に短冊状の紙が張られ、「一 蠟燭式丁 代六歩 七郎右衛門」とある。これは三郎兵衛が飛脚に立つはずだったが、実際はそうならず「ミト新助」一人のみで飛脚を務めたケースである。「蠟燭式丁」はいつものように七郎右衛門に支払われた。

しかし、2人で果たすべきところを1人だと支障が出ることも予想された。そこで替えの飛脚が用意された。蠟燭を提供した七郎右衛門が代理の飛脚を提供したこともわかる。

一 銭司村へ 七月廿六日酉刻油紙包式ツ。手嶋包壺ツ。京・上のへ村送り。

17 浅田家文書「天明六年 午歳飛脚帳 正月日 四ヶ村」

18 浅田家文書「天明六年 午歳飛脚帳 正月日 四ヶ村」

19 浅田家文書「天明九年 御用村送飛脚帳 酉正月 四ヶ村」

20 浅田家文書「天明七年 未歳飛脚帳 正月吉辰 狛四ヶ村」

21 浅田家文書「天明九年 御用村送飛脚帳 酉正月 四ヶ村」

代壺匁三歩五ツ
代壺匁三歩五ツ囚

イソ 吉兵衛 ○
藤九郎かはり
善三郎 ○

一 蠟燭三丁

代九歩

囚七郎右衛門 ○

右之時、大雨ニ付井平川はし無御座、舟渡し百文。

壺匁五歩

イリ 吉兵衛□○

右之時、か□水ニ付、夜中之義甚難義余内之事。

五歩

イリ 吉兵衛 ○

五歩

藤九郎かはり

囚善三郎 ○⁽²²⁾

傍線部にあるように藤九郎に代わって善三郎が飛脚を務めている。大名飛脚のシステムが円滑に行くように交代要員が用意されていたことがわかる。当初はあまり見られなかった交代だが、「飛脚帳」の年代が下ると次第に交代記述がままた見られる傾向にある。

(4) 必需品

天明7年(1787)1月19日に「正月廿三日、丁ちんはりかへ代八十五文。又丁ちんノほふ壺本代四拾五文、メ百貳拾四文(ママ)」とある。消耗品である提灯の紙と棒は老朽化すると取り換えられていたようである。蠟燭の提供はほぼ毎回のように行われている。但し、使われない分は戻されていたようであり、これも次第に目立ってくる記述である。

(5) 臨時の貸し出し

浅田家では臨時的に必要なに応じた貸し出しを行った。天明6年(1786)2月晦日に「からかさ壺本 孫兵衛と申者、同日古市々京都へ御飛脚通り帰りニかしくれ候様申ニ付無據遣し申候」とある。古市から京都へ走った飛脚の孫兵衛が任務を果たし終えて古市への帰り道に浅田家に立ち寄り、唐傘1本を借りたものと解釈できる。

この一文は興味深い事実を示している。表4を確認すると「孫兵衛」は、狛四ヶ村の飛脚中間には見当たらない。つまり孫兵衛は城和奉行から京都屋敷まで「御通り」の飛脚だと推察される。恐らく京都への往路に孫兵衛は浅田家に立ち寄っていない。帰路に唐傘1本が必要な事情に迫られ、浅田家に立ち寄るとの孫兵衛自身の判断が働いたのだろう。このことは浅田家の取次を経ずに同一の飛脚が通信区間を通して走り、尚且つ古市への帰路に浅田家に立ち寄る用がない場合は史料に残らないことを意味する。「飛脚帳」が必ずしも役所間の飛脚使用回数の全てを正確に表しているのではなく、あくまでも浅田家を取り次いだ回数に限定される。

唐傘だけでなく、飛脚から要求されると現金も貸し出したことが次の史料から窺われる。

右之時、京都飛脚佐兵衛ニ銭かし候。五拾分⁽²³⁾

京都屋敷の飛脚である佐兵衛が銭を貸してほしいと浅田家に頼み、浅田家では50分を貸している。借金の申し込みはそう数はないが、飛脚に困りごとがあれば、浅田家ではでき得る限り対処したことがわかる。

以上、取次役によるきめ細かな飛脚への便宜供与があったことがわかった。このような配慮

22 浅田家文書「寛政五年 丑歳飛脚覚帳 正月 狛四ヶ村扣」

23 浅田家文書「寛政四年 子歳飛脚帳 正月 狛四ヶ村」

があって飛脚システムの円滑な運用がなされたのである。村が大名飛脚制度を支えたことを意味すると言ってよいであろう。

5 荷物内容

前章までは飛脚のシステムについて述べたが、本章では具体的に飛脚荷物の内容について検討する。「飛脚帳」には当初、様々な添書きがある程度記されているので、荷物内容がわかる。但し、天明・寛政年間になると、記述が「油紙包」「琉球包」「手嶋包」などと省略されてしまい、内容に触れなくなる。そのため西嶋八兵衛の『藤堂藩大和山城奉行記録』を併用しながら荷物内容に踏み込みたい。

大まかには触状、廻状、問屋手形、御茶壺、御用地黄、御状など飛脚帳で確認できるが、内容については細かには書かれていないが、わかる範囲で次に列挙する。

(1) 触状

宝永8年(1711)の「飛脚帳」に「三月廿七日、稲葉丹後守様御奥様御遠行被成候ニ付、鳴物普請御停止之御触状持テ是ハ普ニ及申候故増人申候」、また正徳4年「飛脚帳」の7月9日に「例年之通益之御法度書之触状持参候」とあり、触状が飛脚によって送付されている。これは触状なので領内へ回達したものであろう。

(2) 廻状

触状同様に宝永8年の「飛脚帳」に「四月九日、御借上銀之儀ニ付古市御手代中様ヨリ之御廻状持テ」と回覧されている。

(3) 問屋手形

正徳4年の「飛脚帳」11月18日付に「御張場(カ)米問屋手形持参候」とあり、手形を運んでいることがわかる。

(4) 御茶壺

宝永8年の「飛脚帳」に「六月朔日、御茶壺、粕村へ御着被成候注進ニ」「同四日、御茶壺無相滞粕村へ御着被成候。注進状持テ」の関連記述が見られる。笠置か伊賀上野へ知らせるためと思われるが、「注進状」を持たせて飛脚を發している。

(5) 御用地黄

地黄は地黄丸の原料となる。強壯薬として服用された。正徳4年の「飛脚帳」7月3日付に「御用之地黄持テ参候」とあり、飛脚で届けていることがわかる。また同年8月26日「御用地黄代銀被下候御請取御返状持参候」とあり、代銀を受け取った旨の返書を飛脚で送らせている。浅田家は地黄を商売にもしているほどなので、提供できる環境下にあったのであろう。

(6) 御状

次に「飛脚帳」だけではわからない部分を『藤堂藩大和山城奉行記録』で補いながら寛文4年6月20日「御状」の一例を取り上げる。

一 昨十九日申ノ下刻御状披見申候彦坂壱岐殿(大坂奉行)より之御状箱、山城かもまで

被相越、かもより村送りにて伊賀上野へ今酉之刻到来候。田原門兵衛勤之介召籠置候へと当春被仰越候へともせかれ幼少之時より祖父太左衛門養育仕をき候門兵衛儀太左衛門勤当仕候間門兵衛せがれハ常之親子とハちがひ候間御赦免被成候此うへニも門兵衛行衛相しれ候をかくしをき候ハハ一類共ニ曲事ニ可被仰付旨かたく申聞候へと壱岐殿より被仰下埒明太慶此事ニ存候此儀ニ付去年以来貴殿種々被肝煎候処能相すみ互珍重ニ候よき自分御もどり候而今度之筈ニ御あひ仕合共ニ候／一 壱岐殿へ之御請状仕り態飛脚にて夜通し遣し候間口上ニも右之通壱岐殿御内衆まで能やうニ御申可有之候／一 奈良ノ町夜ニ入候へハ飛脚にて通し不申候間其かんがへいたし飛脚出し可申旨相心得申候／一 和泉様より御城中へ之御書箱御遣し候へともいまだ御返事不參候ニ付此便宜ニ不相越候通藤孫八郎殿迄申届候間可被得其意候、以上。

六月廿日

西（嶋）八兵衛
加（納）藤左衛門
中（小路）五郎右衛門
藤（堂）采女

池上彦兵衛殿御返報

上記からは御状の輸送経路の一端がわかる。6月19日申下刻に御状を読んだという大坂奉行彦坂壱岐からの御状箱が山城国加茂村で村送りとなり、伊賀上野に20日酉刻に届いたとある。田原門兵衛勤之介一件のことで御状を往復させているようであるが、飛脚を夜通し走らせることがあったことが窺える。また奈良の町は飛脚が夜間走行できないので、そのことを念頭に飛脚を発するように注意を与えている。

(7) その他

「飛脚帳」からはわからないが、『藤堂藩大和山城奉行記録』から判明し得る事柄として幾つか挙げておく。まず延宝4年（1676）6月27日に御祈祷を目的として飛脚が発せられ、城和領と津との間を往復している。

一 廿七日早朝ヨリ登城昼時分ニ下宿ノ事城和御分領ヨリ 殿様御瘡疾為御祈祷春日於御神前壱万座之御祈念御被太麻態飛脚ニ而為持越則遂披露候 殿様御機嫌ニ被思召候其通城和大庄屋中江書状遣候但社家大東三位同右近頼、廿六日ヨリ一ケ七日之間社家禰宜於神前御祈祷仕之由申来候。

一 同日笠置寺中ヨリモ御祈祷之御札飛脚ニ為持上ケ候ニ付令披露 御機嫌ニ被思召候。

一 廿八日早朝ヨリ登 城四つ過ニ下宿然処山城加茂東明寺ヨリ御祈祷之卷数飛脚ニ為持越 大和補岩寺ヨリモ御祈祷之御札態使僧ニ而津へ被差越ニ付令披露 御機嫌ニ被為 思召候。

「殿様」である藤堂高久の病氣平癒祈願のため春日神社（奈良）の「御祈念御被太麻」（御札のこと）を飛脚に持たせて津に送っている。また笠置の寺院からも「御祈祷之御札」を飛脚に持たせて殿様の御前で披露している。山城国加茂東明寺からも「御祈祷之卷数」を飛脚に持たせている。大和補岩寺の場合は「使僧」を派遣し、高久に御札が披露された。殿様は「御機嫌」とあることから大事に至らなかったであろう。

祈祷札の送付は、藩の依頼を受けてのものなのであろう。祈祷札を運ぶのに飛脚が使われたのは、緊急事と認識されたからである。藩から保護される寺社としては藩主病気の際は祈祷札をいち早く届けることが忠義の証でもあったのだと思われる。

最後に八朔の祝いについて触れておく。八朔の祝いに際し、城和奉行は「以飛脚申入候先以

其御地御無事 殿様御機嫌能被為成御座候由恐悦之至奉存候」とあるように飛脚を発して領内の「御無事」と「殿様御機嫌」を申し上げて、初尾米3俵、鰯節3連、鳥目1貫文を献上した。

以上のように津藩の飛脚は御触や廻状など直接政治に関するものだけではなく、祈祷札や八朔の祝いなど信仰や年中行事など様々な目的で使われた。改めて藩と城和領を結ぶ運送・通信手段として飛脚が藩政の上で重要な役割を担ったと言えよう。

6 伊賀上野城代と飛脚

津藩と江戸とを結ぶ飛脚について触れておく。伊賀上野城代が江戸・領内の様子と出来事・事件などを記した「永保記事略」を分析することで、伊賀上野城代が飛脚を何の目的で使ったのか一端を明らかにする。

延宝6年(1678)3月22日に「御飛脚を以御尋之 御意被仰下／右為御礼飛脚を以御肴差上候處、御書被成下、尤右御端書ハ御自筆ニ而被成下」とある。これは伊賀上野城代が飛脚を発して藩主に「御尋」したところ、藩主が「御意被仰下」と回答があったため、城代が改めて御礼の飛脚を送って「御肴」を献上したところ、藩主が自筆入りの「御書」を下賜したことを示している。

また宝永2年(1705)閏4月28日には「入湯中為 御尋從／殿様御飛脚を以御自書被成下加銀明(ママ)衆一箱五赤腹魚粕漬一曲忍冬酒一樽被下之」と銀子と魚類の粕漬けと酒一樽を下賜された。さらに享保7年(1722)2月晦日には「殿様・為御尋御飛脚を以御書被成下八丈織二端粕漬鮑一桶忍冬酒一樽被下之」とあり、すなわち八丈織と粕漬け鮑と酒一樽が下賜されたことがわかる。

上記の事例は君臣間の贈答儀礼に飛脚が通信手段として用いられたことがわかる。大名飛脚の存在は、藩主と重臣とのコミュニケーションに欠かせぬ役割を担ったと言えよう。

有名な赤穂事件の発端となった江戸城松の大廊下刃傷沙汰を報せる書状が飛脚によって届けられた。元禄14年(1701)3月19日に「一 去ル十四日於江戸御城吉良上野介殿を浅野内匠頭殿被刃傷候之義御飛脚便ニ相聞候事」と記される。江戸に重大事件があれば、すぐに国元へ飛脚で速報された証であると言えよう。

君臣間の通信手段、また江戸の大事件を国元にもたらし重要な存在であった「御飛脚」であるが、その担当者や仕組みについては一切手掛りとなるものがない。わずかに次の記述からわずかに一端が垣間見える。

去月廿四日津出御飛脚三人四日市・船二のり宮江致渡海候所難風ニ逢船覆り同船七人之内六人相果一人は鯊船ニ助られ候之由申来候事／△右相果候内八内と申御飛脚は爰元紺屋町市助と申者之悴也⁽²⁴⁾。

「御飛脚三人」が津から宮までの船に乗ったが、船が強風による転覆事故に遭い、乗船していた7人のうち6人が水死し、1人が漁船に救助されたことを伝えるものである。傍線部には死去した飛脚「八内」は、「爰元」すなわち伊賀上野の紺屋町市助の息子であると記されている。紺屋町の市助とは恐らく城下に住む町人身分の者であると推測される。つまり八内も町人身分ということになり、明らかに武家身分ではない。

死去した飛脚3人のうち1人は伊賀上野城下出身のため、「永保記事略」に特記されたものであろう。八内のほか2人も町人身分と考えた方が自然と思われる。2人が武家身分ならば、

24 「永保記事略」享保6年(1721)11月4日

「家中の誰その二男」などというように記されたはずである。

城和領の飛脚制度と考え合わせると、津藩の飛脚制度とは農民・町人身分が担ったことがわかる。つまり津藩の飛脚は、城和領に限らず、藩全体の通信網が下級武士による武家飛脚ではなく農民・町人身分による御用飛脚と村送飛脚の併用であったと考えられる。

7 飛脚の負担

飛脚の負担について考える。享保2年(1817)10月ごろ「江戸御飛脚頼状次第二重高二相成候付随分重ひくニ相調無用之状通堅仕間敷候之事」(『永保記事略』)とある。「江戸御飛脚状」は江戸までの飛脚の意であり、つまり江戸飛脚までの書状の経費が次第に高くなったので、なるべく無用の書状を送らないようにしたいと記される。

享保18(1733)年8月25日には「信楽多羅尾求馬殿於江戸表家督御役儀被仰付候由ニ付怡状出之／△儉約ニ付互ニ示談之上飛脚相止候得共此度は格別ゆへ飛脚遣候也」と見える。多羅尾求馬とは幕府代官であるが、江戸で家督を継いだため、祝辞を述べる書状を出した。但し書きが付けられ、互いに示談の上で飛脚をやめる約束を取り交わしたが、今回は特別なことなので飛脚を遣わすことにしたと続いている。

ところが、儉約も年数が経過すると、きちんと守られなくなるケースもあったようで、元文6年(1741)1月18日「御飛脚便ニ無用之書通御停止ニ候處近年心得違も有之様相聞へ候付尚又無用之段通達有之」と述べており、飛脚を使って無用の書状を送るのはやめるように再度通達しているとある。

以上のように藩では儉約の方針で飛脚使用の自粛がなされた。一方、村送飛脚役を務めた浅田家は大庄屋を退いた後の享保18年(1733)に家産再建の支援願を新任の大庄屋森嶋治兵衛に宛てて提出した。その理由は、大庄屋を務めた浅田金兵衛が「不作相続、其上損失仕不勝手」となった上、金兵衛死後に当主となった五郎兵衛が帳面を調べたところ「存之外他借銀多」く、さらに高い利足を懸けられた事実が発覚したためである。家産再建時期に相当する享保2年(1717)以降に「飛脚帳」は見当たらない。恐らく御用村送飛脚取次役を退いたものと思われる。次は参考史料であるが、天明2年(1782)3月、同族の浅田幸蔵が津藩の梶田小重郎宛てに藩の御用村送飛脚取次役の退役を願い出ている。

奉願口上之覚

西法花野村

浅田幸蔵

私儀

一、

御用村送飛脚取次御役儀、寛延二巳年被為仰付、難有無滞相勤罷有候処、当時年罷寄難勤御座候ニ付、御役儀御赦免被為成下候様ニ奉願候。右之趣宜被仰上、乍恐願之通御赦免被為成した候ハハ、難有冥加至極ニ可奉存候。以上。

西法花野村

浅田幸蔵

天明二巳年三月

梶田小重郎殿⁽²⁵⁾

これは西法花野村の浅田幸蔵が寛延2年(1749)に「御用村送飛脚取次御役」を命ぜられて

25 浅田(南)家文書(『山城町史 史料編』1990年)485頁

以来、滞りなく同役を務めてきたが、このほど老齢で勤務困難のため、同役免除の願書である。「老齢」は退役願の際に常套文句として使われる表現であり、史料の表記をそのままには受け取れないが、その負担が少なくなかったものとも推察される。

さらに史料が分家の浅田南家のものである点と、文中の「寛延二年」の表記から寛延2年から天明2年までの33年間の長きに亘っては浅田南家が飛脚取次役を務めたことがわかる。

浅田家の「飛脚帳」が天明4年に再び作成されるようになるが、南家が同役を務めた期間、家産再建が成ったのであろう。天明2年に南家が同役を退くのとほぼ同時に浅田北家が同役を務めたのである。「飛脚帳」は寛政5年（1793）を最後に、それ以降のものが見当たらないが、他家が同役を務めるようになったのか、あるいは村送飛脚制度そのものが廃止されたのか、その行方は定かではない。

まとめ

津藩の場合、藩専用の飛脚制度を維持し、津、伊賀上野、江戸、京都、大坂、奈良古市の行政拠点を結んだが、浅田家文書「飛脚帳」からは城和領の場合、御用村送飛脚取次役を務めた狛四ヶ村の大庄屋浅田家が飛脚を割り当て、交代で飛脚を銭司村や京都、古市まで継ぎ立てたことが判明した。「飛脚中間」を構成した脚夫たちは、西法花野村近在に住む農民たちであり、恐らくは兼業で飛脚を務めたものと思われる。

浅田家の村送飛脚で特徴的なのは、七里飛脚と違って宿場でなく村方で継立がなされた点である。往来途中の中間地点に津藩領の西法花野村が丁度位置しており、藩飛脚制度を人的・経済的に下支えたのである。図示すると図2のようになる。

津藩の飛脚は、様々な荷物を運んだ。行政に関わる触状や廻状、書状、また藩主が病気の際の祈禱札などである。それらは油紙包・手嶋包・琉球包・しふき包など防水を考慮した荷作りにより到着地点まで運ばれた。津藩は飛地領に関しては村送飛脚を使い、津—江戸、伊賀上野—津の通信については町人の御用飛脚を用いたものと察せられる。

村は恐らく「七郎右衛門」にまとめて賃金を支払った。七郎右衛門は飛脚頭だった可能性もある。七郎右衛門は飛脚頭として飛脚を差配したほか、不慮の事態に対応して代わりの飛脚を提供し、また蠟燭、提灯張り替えなどの作業も請け負った。村送飛脚制度は村側が基本的に直接負担したが、村側にはそれを支え得る経済基盤があったことが前提となる。

津藩内の通信、すなわち藩と京藩邸、大和領古市役所との間の意思疎通には飛脚が欠かせなかったこと、さらに村支配に必要な触状や廻状の命令伝達系統に重要な役割を果たした。津藩は村送飛脚と御用飛脚とを併

用しながら畿内飛地領—伊賀上野—津—江戸の4拠点における通信制度を維持し、藩領の一体化を図ったと言える。

今後の課題は、浅田南北両家が御用村送飛脚取次役を務めた後の飛脚関連史料の発掘に努めることである。大名家による飛脚問屋への公文書輸送委託も含めて、他の大名家

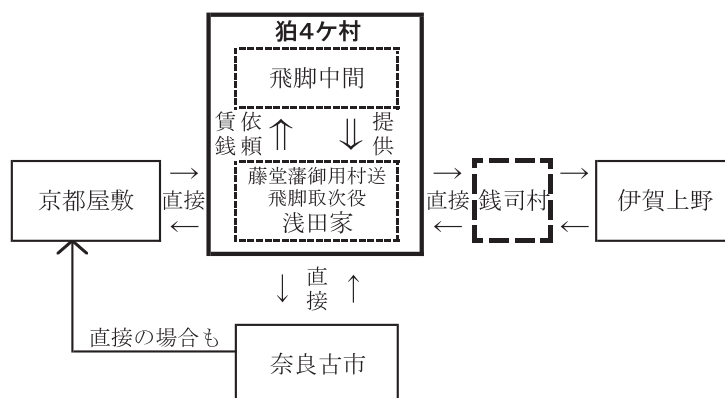


図2 浅田家の村送り

の飛脚利用事例を増やすことで、近世社会における情報通信のあり様を明らかにし得るだろう。

【付記】 浅田家文書「飛脚帳」閲覧に協力していただいた富善一敏氏、貴重なアドバイスをいただいた石井寛治先生、郵政歴史文化研究会第一分科会のメンバーにこの場を借りて感謝申し上げます。

(まきしま たかし 群馬県地域文化研究協議会会員、桐生文化史談会理事)